

令和6年度久米南町まちづくり支援事業助成金

【応募の手引き】

応募期間

令和6年4月15日（月）から5月10日（金）まで

◇目次◇



1.	事業の趣旨	2
2.	助成対象事業について	
	(1) 助成対象事業	2
	(2) 助成対象団体	4
	(3) 経費	4
	(4) 助成金の額等	5
	(5) 助成金の審査	5
	(6) 助成金の流れについて	6
3.	成果報告	7
4.	手続きの解説	
	●企画書の提出について	7
	●提出書類一覧（企画申請）	
	●審査会（プレゼンテーション）	
	●助成金の交付決定	8
	●助成事業の内容変更	
	●助成金の概算払請求	
	●事業の完了・実績報告書の提出	9
	●提出書類一覧（実績報告）	
	●助成金の確定	
	●助成金の請求・支払い	
5.	久米南町まちづくり支援事業Q&A	10
6.	資料編	
	●企画申請書類一式	11
	●変更承認申請書	16
	●実績報告書類一式	17

書類の提出・問い合わせ先等

●久米南町 産業振興課

住 所：〒709-3614 久米南町下弓削502-1

電 話：086-728-2134

FAX：086-728-2749

E-mail：sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp



1. ◇事業の趣旨◇

第1条 町内の団体が地域の課題を自主的、かつ、主体的に解決し、特色ある豊かなまちづくりを行う諸活動の経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

⇒久米南町まちづくり支援事業助成金とは・・・

住民が自主的かつ主体的に取り組むまちづくり活動や団体が行う公益に資する活動などを、町が応援し、町民活動団体の自立育成と町民活動の拡充を促進するため設けた助成金です。

⇒公益に資する活動とは・・・

事業の効果が団体構成員だけでなく、広く地域に役立つものをいいます。社会的貢献度（公益性）や発展性、他の地域や活動への波及効果が期待されるまちづくり活動かどうか審査の対象です。

2. ◇助成対象事業について◇

(1) 助成対象事業

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる事業は、別表に定めるところによる。ただし、次の各号に該当する事業は、助成金の交付の対象とならない。

別表

対象事業	対象経費	限度額
自治会等の地域を主体とした活動 (防災、IT、空き家、伝統文化)	事業の実施に真 に必要な経費	20万円
少子化対策 (出会い、結婚支援、子育て支援)		
その他提案 (町の振興計画又は創生総合戦略に記載の内容に合致する取組み)		

助成対象とならない事業

- ①地区住民等の親睦会的な事業
- ②特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③他の補助金等の交付対象となる事業

⇒他の制度から補助金等の交付を受ける事業は対象外です。

補助金を受けようとする事業について、既に国、県、町、各種団体、公益法人等から補助金・助成金・交付金等を受けている事業は、助成事業の対象外です。また、助成金は事業に対する助成であり、経常的活動（運営費等）に対する助成金を受けている団体を除くものではありません。

(2) 助成対象団体

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、その構成員の半数以上が町内に居住又は通勤する者により組織する団体とする。ただし、特定の候補者、政治団体、宗教団体等の活動又は宣伝を目的とした団体を除く。

団体代表者は町内在住の方が好ましいです。また、構成員の数に決まりはありませんが、2人以上で、かつ条件を満たしていれば申込が可能です。

(3) 経費

第4条 この要綱による助成金の額は、前条の事業実施にあたり第2条に定める団体が負担する経費とし、別表に定めるところによる。ただし、次の各号に掲げる経費は除く。

- (1) 人件費、団体維持の運営経費、食料費（会議等の茶菓子代、講師等の弁当代及び料理講習等の材料品代を除く）
- (2) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費

⇒事業の趣旨に合致しない経費・・・(人件費)

人件費は、この事業の趣旨に合致しないほか、個人への利益配分につながる恐れがあるため補助対象としません。

ただし、事業を実施するために必要な人員を団体外へ依頼した場合は委託料として算出することが可能です。また、講師等への謝礼金は人件費には含みません。

[注] その他、助成対象外と考えられる経費

- ・ 事業実施団体が支出したことが明確に確認できない経費（領収書がない場合や支出内容や宛名が不明確な場合など）
- ・ 個人への利益配分につながる経費（各種大会の賞金・賞品・祝い金など）
- ・ 社会通念上、適切でない経費（講師等食料費におけるアルコール代など）

(4) 助成金の額等

対象事業 各事業20万円

- ① 自治会等の地域を主体とした活動（防災、IT、空き家、伝統文化）
- ② 少子化対策（出会い、結婚支援、子育て支援）
- ③ その他提案（町の振興計画又は創生総合戦略に記載の内容に合致する取組み）

(5) 助成金の審査

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、別に定める募集要領により、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請するものとする。
2 前項に定める申請があったときは、町長は、久米南町まちづくり支援事業助成金審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

●審査基準

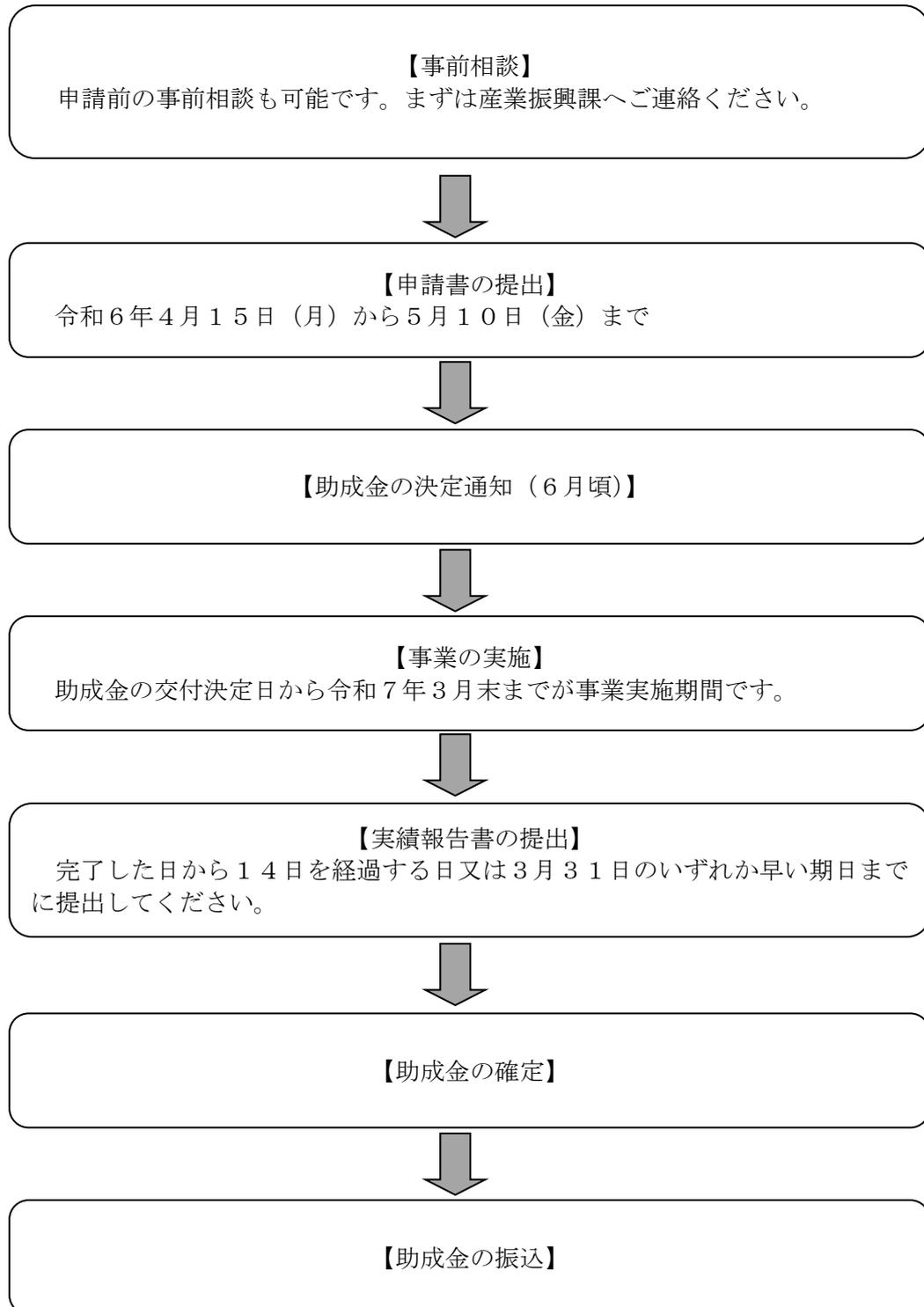
- (1) 社会貢献度
 - ア. 地域の課題を的確に捉え、その解決に結びつく事業であること。
 - イ. 応募団体の構成員や特定の人が対象となる事業ではないこと。
 - ウ. 活動の成果が広く町民に還元される事業であること。
- (2) 発展性・波及効果
 - ア. 目的に即した事業内容であること。
 - イ. 事業の実施により想定される効果が期待できること。
 - ウ. 活動の継続性や発展性・他の地域への広がりが期待できること。
- (3) 団体規模・活動内容の適正
 - ア. 事業の実現可能な団体としての体制が整備されていること。
 - イ. 活動内容に団体の特徴を活かした工夫があること。
- (4) 計画・費用の妥当性
 - ア. 事業計画、スケジュールが実現可能であること。
 - イ. 活動に見合った経費の見積となっていること。

●交付決定

久米南町まちづくり支援事業助成金審査会で書類及びプレゼンテーションにより審査及び選定します。

申請書提出 → 書類審査及びプレゼンテーション → 交付決定 → 事業開始

(6) 助成金の流れについて



3. ◇成果報告◇

助成金を使用してどのような活動を行ったのか、また助成金が終了した後、どのように活動を継続し進めていくかなど、まちづくり活動の成果を共有して、団体間の交流や住民主体のまちづくりを推進するため、実績報告とは別に資料作成や成果発表をしていただく場合があります。

4. ◇手続きの解説◇

●企画書の提出について

募集期間：令和6年4月15日（月）～令和6年5月10日（金）
募集期間内に「久米南町まちづくり支援事業助成金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

提出された書類は、産業振興課でチェックし不備があれば修正をお願いします。修正後、全ての書類が期限までに備わっている必要がありますので、内容についてのご相談等は、お早めに産業振興課までおたずねください。

●提出書類一覧

番号	書類名	チェック
1	まちづくり支援事業助成金交付申請書及び企画書(様式第1号)	
2	団体の規約や会則又は提案団体調書（任意様式） *団体の概要や目的がわかるもの	
3	会員名簿など団体の構成人員がわかるもの（任意様式） *住所・年齢が記載されているもの	
4	収支予算書（様式第1号 別添3）	
5	その他町長が必要と認める書類	

*（注1）育成タイプは（案）でも可とする。

●審査会（プレゼンテーション）

日 程：令和6年5月下旬（予定）
会 場：久米南町役場（予定）
*申請件数により、会場や時間を決定し、申請団体へお知らせします。

☆審査は、久米南町まちづくり支援事業助成金審査会の委員が行います。

☆プレゼンテーションによる審査を行います。詳細については、決まり次第お伝えします。

☆提出された企画書によりプレゼンテーションをしていただきます。パワーポイントの使用も可能です。質疑応答もありますので、事業内容の説明が出来る方が参加してください。

●助成金の交付決定

審査会において、審査内容が確定し助成金交付団体が決定したら、速やかに「久米南町まちづくり支援事業助成金交付決定通知書」を送ります。

交付決定通知とは、助成金の交付を決定したもので、交付金上限額を確定したものです。助成金の最終確定額は、事業が終了し、実績報告の審査後に確定します。

☆審査において助成金交付決定を受けられない団体には、担当者から口頭、または文書にてお知らせします。

☆具体的な審査内容は公表いたしません。まちづくり団体育成を図る観点から、交付を受けられなかった団体へも、必要があれば団体運営への助言等はさせていただきます。

●助成事業の内容変更

次に該当する助成事業の内容変更は、あらかじめ町（産業振興課）に相談の上、「久米南町まちづくり支援事業助成金変更承認申請書」（様式第2号）を提出し、承認を受けてください。

- * 交付決定を受けた助成金の額に変更をきたす場合。（予算書の変更等）
- * 事業内容に変更がある場合。（事業の増減など。ただし、事業を削減する場合は、交付決定時の審査基準から逸れることにもなり、交付決定を取り消す場合もありますので、事前にご相談ください。）
- * 大幅な事業内容の変更は認められない場合もありますので、事前に町（産業振興課）へご相談ください。

●助成金の概算払請求

概算払いとは、助成金の交付を受けないと事業実施が不可能な場合に、事業の完了を待たずに助成金を交付する特例的的制度です。

適用を受ける場合には、「久米南町まちづくり支援事業助成金概算払請求書（様式第6号）」を町（産業振興課）へ提出してください。

●事業の完了・実績報告書の提出

☆実績報告前に、変更承認申請書が必要な場合もありますので、実績報告書を作成する前にご相談ください。

☆事業内容を説明できる方がご持参ください。（郵送での提出は受け付けません。）

事業完了後 14 日以内、または令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第 4 号）を、町（産業振興課）へ必ず提出してください。

《例》

事業完了日 3 月 1 日 → 3 月 15 日までに報告書提出

事業完了日 3 月 25 日 → 3 月 31 日までに報告書提出

●提出書類一覧（チェックシート）

番号	書類名	チェック
1	まちづくり支援事業実績報告書（様式第 4 号）	
2	事業成果報告書及び事業実施後の感想（別添 1）	
3	事業収支報告書（別添 2）	
4	収支状況を確認できる領収書等の証拠書類 （A4 用紙に貼り付けて提出してください。コピーでも可）	
5	成果物や事業状況の判る写真等	

●助成金の確定

提出された実績報告書により、内容を審査後、町長が助成金の額を確定します。その後、速やかに「久米南町まちづくり支援事業助成金確定通知書」を送付します。

●助成金の請求・支払い

助成金確定通知書を受け取った団体は、速やかに「久米南町まちづくり支援事業助成金請求書（様式第 5 号）」を提出してください。
請求書の提出後、指定口座に助成金を振り込みます。（30 日以内）

5. ◇まちづくり支援事業 Q&A◇

Q.今までまちづくり推進事業で助成金を受けた団体は、申請することができませんか？

A.同一事業での申請はできません。

Q.プレゼンテーションは必ず行わなければいけませんか？

A.審査方法としてプレゼンテーションを予定しています。プレゼンテーションのスキルを審査対象としているものではありません。

Q.審査はどういう人が行うのですか？

A.久米南町まちづくり支援事業助成金審査会を設け、審査委員に任命された方が審査に当たります。幅広くまちづくり支援を行っている外部団体の長などが委員の役割を担います。

